

意見検討結果一覧表

（案名：平成31年度岩手県食品衛生監視指導計画）

番 号	意 見	類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	ゲノム編集食品への不安に対する対策を明記すべき。	0	<p>流通食品の安全性については、国の食品安全委員会でリスク評価を行い、食品の安全性の確保を図っているところであり、ゲノム編集技術等新たな育種技術を利用して製造された食品等の安全性審査の取扱いの検討が課題となっています。</p> <p>厚生労働省では、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会等で食品衛生上の取扱いについて検討し、平成30年12月に部会報告書（案）を取りまとめ、その内容について本年1月から2月にかけて意見募集を実施したほか、東京、大阪で説明会を開催しており、出された意見等を踏まえ検討中です。</p> <p>県では、こうした食品の食品衛生上の取扱いについて、本計画案第8の2のとおり、リスクコミュニケーションの実施や出前講座、ホームページを通じて周知し県民の理解を深めることとしています。</p>	D
2	食品添加物、残留農薬に対する対策を明記すべき。	0	<p>流通食品の安全性については、国の食品安全委員会でリスク評価を行い、食品の安全性の確保を図っているところであり、食品添加物や農薬についてもこのリスク評価結果をもとに使用基準や残留基準値が設定されています。</p> <p>県では、本計画案第5の2のとおり県内流通食品の収去検査を行い、食品添加物や残留農薬について基準適合状況を確認するとともに、これらの安全性の情報について、本計画案第8の2のとおり、リスクコミュニケーションの実施や出前講座、ホームページを通じて周知し県民の理解を深めることとしています。</p>	D

3	中国産食品をはじめとする輸入食品に対する不安への対策を明記すべき。	0	輸入食品については、厚生労働省が策定する輸入食品監視指導計画に基づいて検疫所等において輸入時の届出内容の確認や輸入品の検査によって安全性を確認しています。 県では、本計画案第5の2のとおり県内流通食品の収去検査を行い、輸入食品についても基準適合状況を確認するとともに、これらの安全性の情報について、本計画案第8の2のとおり、リスクコミュニケーションの実施や出前講座、ホームページを通じて周知し県民の理解を深めることとしています。	D

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。